

2020年度町田市教育委員会

第5回定例会会議録

- 1、開催日 2020年8月7日
- 2、開催場所 第二、三、四、五会議室
- 3、出席者
- |       |         |
|-------|---------|
| 教 育 長 | 坂 本 修 一 |
| 委 員   | 後 藤 良 秀 |
| 委 員   | 森 山 賢 一 |
| 委 員   | 八 並 清 子 |
| 委 員   | 井 上 由 奈 |
- 4、署名委員 委員長
- 委 員
- 5、出席事務局職員
- |              |         |
|--------------|---------|
| 学校教育部長       | 北 澤 英 明 |
| 生涯学習部長       | 中 村 哲 也 |
| 教育総務課長       | 田 中 隆 志 |
| 教育総務課担当課長    | 是 安 智 彦 |
| 施設課長         | 浅 沼 猛 夫 |
| 施設課担当課長      | 平 川 浩 二 |
| 学務課長         | 田 村 裕   |
| 学務課担当課長      | 中 溝 智 章 |
| 保健給食課長       | 有 田 宏 治 |
| 指導室長         | 小 池 木綿子 |
| (兼) 指導課長     |         |
| 指導課担当課長      | 野 田 留 美 |
| 指導課統括指導主事    | 宇 野 賢 悟 |
| 生涯学習部次長      | 佐 藤 浩 子 |
| (兼) 生涯学習総務課長 |         |
| 生涯学習総務課担当課長  | 西久保 陽 子 |

生涯学習総務課担当課長	貴志高陽
(兼)文化財係長	
生涯学習センター長	塩田一人
図書館長	中嶋真
◎中学校教科用図書調査協議会会長	橋本顕嗣
◎中学校教科用図書調査協議会副会長	風間茂
書記	中里典子
書記	大河内和歌子
書記	瓜田円
速記士	帯刀道代

(株式会社ゲンブリッジオフィス)

※ ◎ : 午前10時から午前11時30分まで出席した者

#### 6、請願、提出議案及び結果

請願第4号	「樋口季一郎・杉原千畝について書かれた教科書の採択」に関する請願	不採択
請願第5号	「従軍慰安婦を記載した教科書の採択」に関する請願	不採択
請願第6号	「全小学校・全中学校の旗掲揚棒」に関する請願	不採択
議案第12号	2020年度町田市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(2019年度分)報告書について	原案可決
議案第13号	町田市教育委員会文書管理規程の一部を改正する規程について	原案可決
議案第14号	町田市立学校適正規模・適正配置等審議会条例(案)について	原案可決
議案第15号	町田市立学校給食問題協議会の設置に関する条例(案)について	原案可決
議案第16号	町田市生涯学習審議会条例(案)について	原案可決
議案第17号	町田市文化財保護条例(案)について	原案可決
議案第18号	町田市立図書館協議会条例(案)について	原案可決

7、傍聴者数 20名

8、議事の概要

午前10時00分開会

○教育長 ただいまから町田市教育委員会第5回定例会を開会いたします。

本日の署名委員は八並委員です。

まず、日程の一部変更をお願いいたします。本日は、請願が3件提出されておりますので、日程第2、議案審議事項のうち、請願第4号から第6号までの審議を、日程第1、月間活動報告に先立って審議したいと思います。また、日程第3、報告事項のうち、(5)「2021年度中学校教科用図書採択事務の経過及び展示会実施結果について」と(6)「町田市立中学校教科用図書調査協議会の報告について」は、この報告のために、本日は町田市立中学校教科用図書調査協議会の役員の方にお越しをいただいておりますので、請願3件を審議した後、この2つの報告につきましても、月間活動報告に先立ち、報告させていただきたいと思います。

なお、議案第14号から第18号までの審議につきましては、今後の市議会における議決案件であることから、非公開とさせていただいて、日程第3の報告事項の終了後に、一旦休憩をとり、関係者のみお残りいただいて審議したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは最初に、請願第4号「『樋口季一郎・杉原千畝について書かれた教科書の採択』に関する請願」を審議いたします。

本件について、請願者から意見陳述の申し出がございますので、10分の範囲でこれを許可したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

休憩いたします。

午前10時02分休憩

午前 10 時 03 分再開

○教育長 再開いたします。

請願者の方には、先ほど申し上げましたように、10 分の範囲で口頭による意見陳述をお願いいたします。また、その後、委員の皆様から質問がありましたら、お答えくださるようお願いいたします。

それでは、どうぞお願いいたします。

○請願者 私は、近現代史と教育問題をテーマにする教育研究者としての一市井の者でございます。

請願 4 について陳述をいたします。

このテーマについては、中学校の 1 つの教科書で教えるに当たって一番肝心なのは教師自身であるわけです。でも、教師を選定するということはできません。しかし、教育委員の皆さんにぜひやっていただかなければいけない非常に大事なところは、まさに歴史教科書の採択でございます。たくさんある教科の中で、公民もしかりですけれども、歴史という講座は、日本人の精神形成の上で非常に大きな影響を与えるという意味で、私も関心を持っております。そういう意味で、採択については十分ご考慮いただきたいという意味からの請願でございます。

ユダヤ人を救ったというこの観点は、特に現代史において歴史を語るときに、非常に大事な歴史を見るリトマス試験紙のようなものだと思っております。ユダヤ人が迫害され、非常に苦難の道をたどってきたということは誰しも承知しているところですが、そのことを子どもたちにどう伝えるかということが非常に肝心なわけです。

その幾つもの過程の中でサンプリング的に、請願理由の項目 3 に書いていますように、杉原千畝がリトアニアの公使館の代理をしていますときに、6,000 人の人たちに懸命になってビザを発行した。国の指令あるいは国の容認ということのを待たずに、差し迫った状態でやってきたということについては多くの方が承知なんですけれども、それを子どもたちに教えるということは非常に大事なんです、教科書を閲覧してみまして、そのことについて触れた教科書が必ずしも多からずというのが印象でございます。私はこのことは大事に伝えなければいけないと思うということでございます。

杉原千畝の点については、1940 年、日本がまだ第二次大戦の中に引き込まれていなかった直前の段階ではあります。このことについて触れたとして、では、さかのぼった 2 年前の 1938 年に、樋口季一郎がとった行動はどうだったか。これについては触れないことがま

たかなりあるのですけれども、私は大事な通過点として、ユダヤ人に日本あるいは日本の人物がどう接してきたかということを語るには、やはり杉原、樋口、あるいはむしろ順序的に樋口、杉原ということで語っていかなければいけない。これは教師の口をもって語っていかなければいけない。でも、教科書に書かれているということが非常に大事なわけですので、この大事な2点、人種平等と人道問題を優先して時の人がどう行動してきたかということを語っていかなければいけないと考えるわけです。

国際情勢の中で、国際社会は必ずしも賢明な道を踏んでおりません。我々の人類史の中で、まさにユダヤの問題というのがどういように惨憺たる歴史を刻んだかということは十分承知しているわけですが、それを熱をもって語る教師に期待したいわけですね。それを語るための教材としての教科書が目の前にあってほしいわけです。全く触れていない教科書が、7社のうちかなりの数があるということから考えて、採択に当たっては、こういう非常に大事な節目、接点をきちんと説明してくれている教科書の採択をぜひお願いしたいと考えて請願をしているわけです。

戦後、イスラエルの政府は、日本が働きかけるというのではなくして、イスラエル政府自身が働きかけて、この2人に対してそれぞれに感謝状を出すなどして、日本人が報いてくれたユダヤ人に対する人道的な見地からの行動をまさに称賛して、それをアピールしてくれたわけですが、それは社会的にも国際的にも広く知られることになりました。

日本は後追いでいろいろ検証したりしておりますが、どちらかといえば、表面的には隠すようなところがあってやっておりますけれども、現実のそういう人道主義については、日本の国民自身は、基本の基本として日本精神を大事にしてきたその一面のあらわれとして承知をしているわけです。

歴史を学ぶという過程の中で、往々にして日本人はこういうときにこんな罪過を犯した、こういう侵攻をした、あるいはその土地の人を苦しめたというような観点を非常に強調する教科書も中にはありますけれども、私はそれは間違いだと思っております。日本人の先達がやった肝心なこと、博愛の精神、あるいは人道主義、あるいは勇気のある行動というような日本人がたどってきたことを、いかに子どもたちにきちんと教えるか。

思い起こします。熱をもって教師が私たちに呼びかけてくれた私のある学生時代のことを思い浮かべます。一面それを上手にやらなかったものというのは記憶から消えております。残念なマイナスの記憶としても残っております。そのようなことのないように、非常に大事なことを中心として進めてきた教科書の採択というのをぜひ実現してほしいなど

考えております。

いろいろ世の中の国際間の調査というか、世論調査というか、それを見かけることがよくありますけれども、日本人の物の考え方が、ある意味で極めていびつである、特殊であると感じることが非常にあります。国を愛する心というものを問われたら、それに対して日本人の反応は極めて低い。国を愛するという事は当然のことなんですけれども、極めて低い数字が出されるというようないびつな日本人、いびつな若者を生んでいるということは、残念だけれども大人たちの宿命でもあるわけですね。

日本は悪い行いをしてきたんだということに捉われてしまった歴史観でもって子どもたちが今いるとすれば、怖いことだと思います。そういうことがないように、ぜひ大事に、熱をもって語っていけるような教科書、それが町田の教科書として採択されることを何よりも望むものであります。

以上をもって私の陳述を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○教育長** 請願者による請願第4号の意見陳述が終わりました。

この後、質疑を行いたいと思いますが、念のため請願者の方に申し上げます。請願者は教育長の許可を得て発言し、また委員に対しては質疑をすることができないことになっておりますので、ご承知おきをお願いします。

それでは、これより質疑を行います。請願第4号の要旨や理由あるいはただいまの陳述に関しまして、委員の皆様からご質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。――よろしいですか。

以上で請願者への質疑を終了いたします。

休憩いたします。

午前10時12分休憩

---

午前10時13分再開

**○教育長** 再開いたします。

それでは、請願第4号に関する願意の実現性、妥当性について、学校教育部長から説明をお願いします。

**○学校教育部長** 請願第4号について、その願意の実現性、妥当性について申し述べます。

「迫害されたユダヤ人を救った、樋口季一郎や杉原千畝の『人種平等の理念』『人道問題優先』の行為について書かれた中学校社会科（歴史）の教科書を採択していただきたい」

についてでございますが、教科書採択に際しましては、文部科学省が検定を行い、教科用図書検定基準に適合した教科書から選定をいたします。

また、文部科学省が令和2年3月27日付で各都道府県の教育長宛てに通知した「教科書採択における公正確保の徹底等について」では、「外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に教科書採択が行われるよう努めること」といった内容が示されております。

さらに、学習指導要領には、「近代の日本と世界」について理解をすることの1つとして、「第二次世界大戦と人類への惨禍」を扱うことと示されていますが、樋口季一郎や杉原千畝の人種平等の理念、人道問題優先の行為について必ず取り扱うこととは示されておられません。

公平・公正を旨とする教科書採択において、あらかじめ特定の内容を含んでいる教科書を選択することは認められておりません。

以上のことから、請願第4号につきましては不採択とすることが適当であると考えます。以上です。

○教育長 請願第4号に関する願意の実現性、妥当性についての説明が終わりました。

私の教育長としての意見も、ただいまの学校教育部長の説明のとおりでございます。本請願につきましては不採択とすることが妥当であると考えております。

それでは、先ほどの請願者の方の意見陳述、あるいは学校教育部長の説明等につきまして、教育委員の皆様からご質問、ご意見などいただきたいと思っております。何かございましたらお願いいたします。

○後藤委員 請願第4号に対する私の意見を申し上げます。

今の請願者のご説明で、請願の趣旨についてはわかりました。しかしながら、学校教育部長の説明にもありましたように、町田市教育委員会における教科書採択というのは、文科省の通知にある教科書採択に際し、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行う必要があります。また、学習指導要領で、特定の歴史上の人物を取り上げて指導しなさいということは示されておられません。

これらのことに鑑み、特定の歴史上の人物を掲載しているかどうかではなく、町田市の中学生が歴史の内容あるいは人権課題をよりよく学べるに当たって、きちんと正対している教科書であるかどうかということが、選定に当たって大変重要なポイントになると考えます。

したがいまして、特定の歴史上の人物が掲載されている教科書を選定するという条件づけはできません。本請願には沿えないと判断しております。

**○八並委員** 教科書採択に当たり、このような請願がなされましたことは、市民の皆さんのご関心がとても高いことのあらわれであると思います。本当にありがたいと思います。どうもありがとうございました。

ただいまの請願者の教育に対する熱い思いを伺い、教科書採択に当たり、気持ちを新たに引き締めたところでございます。教育委員の一人として、公平・公正にみずからの責任を持って教科書採択に当たりたいと思っております。

今、後藤委員も述べられましたように、どの教科でもそうではありますが、出版社によって各事例の取り上げられ方や記述の仕方などには違いがあり、それぞれに創意工夫が見られます。特定の事例だけではなく、全体的なバランスや資料の使われ方などにも着目したいと思います。その中の1つに、請願者がおっしゃっていた人道問題優先というような観点なども入ってくるかと思えます。多角的な視点から公平・公正に調査研究を進めてまいりたいと思います。

以上のことから、教育長がおっしゃったとおり、私も願意には沿えないものと考えます。

**○井上委員** 中学校教科書採択に当たり、貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。細かく内容をご確認いただいているということがわかり、私たち教育委員も身を引き締めて採択に臨まなければならないと改めて感じました。

今回の請願につきましては、人道主義的思想と博愛精神、勇気のあかしの象徴的な事例として、2名の人物名を挙げていただきましたが、歴史のみならずほかの教科でも、人間性を重んじた学習教材を幅広く扱っていく必要があると考えます。また、特定の事例に偏重して採択を行うということは、公平・公正性に欠けてしまうかと思えます。

よって、不採択が適当であると考えます。

**○森山委員** 先ほど、請願者の方の教科書の研究並びに教科書の意義を踏まえての本日の請願者のご意見をいただいたと思っております。

先ほどから教育長並びに学校教育部長からも意見が述べられましたが、私も本請願については、特定の歴史上の人物について、願意の実現性、妥当性の観点から見ましても、不採択が妥当であると思えます。

**○教育長** そのほかに何かご意見ございますでしょうか。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

それでは、請願第4号を採決いたします。

ただいま教育委員の皆様からいただきましたご意見は、いずれも本請願の願意には沿えない旨のご意見というふうを受けとめますので、本請願につきましては、不採択が適当であるということでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、請願第4号については不採択と決しました。

以上で請願第4号の審議を終了いたします。

休憩いたします。

午前10時21分休憩

---

午前10時22分再開

○教育長 再開いたします。

次に、請願第5号「『従軍慰安婦を記載した教科書の採択』に関する請願」を審議いたします。

本件について、請願者から意見陳述の申し出がございますので、10分の範囲でこれを許可したいと思いますのですが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

休憩いたします。

午前10時22分休憩

---

午前10時23分再開

○教育長 再開いたします。

請願者の方には、先ほども申し上げましたように、10分の範囲で口頭による意見陳述をお願いしたいと思います。また、その後、委員の皆様から質問がありましたら、お答えくださるようお願いいたします。

それでは、どうぞよろしく申し上げます。

○請願者 小川に住んでおります小林と申しますが、一般市民としての意見を請願させていただきたいと思っております。

この文章の中に割と短く書いてありますので、これを読んでいただくと、基本的なこと

はおわかりいただけると思うのですが、ご説明の時間をいただきましたので、同じことを少し言葉でご説明したいと思います。

タイトルは「従軍慰安婦を記載した教科書の採択」に関してであります。

従軍慰安婦ということは、本当は事実上いないんだということが今明らかになっているのに、それを載せる教科書があります。今回、教科書展示会がありました、コラムのところに従軍慰安婦ということを書いた教科書がありました。こういう教科書を町田の生徒のためにはぜひ採択しないでもらいたいというのが私のお願いであります。

教科書は文部科学省が検定しております。検定というのは、民間の会社が、なるべくいい教科書を、いろいろな意味で、作り方とか見え方とか、いろいろなことを考えてつくると思うのですが、そういうものを競争させて、ある程度の内容であるものはよろしいということで検定するんだと思います。

ですけれども、最近、検定の内容について、世の中ではいろいろな問題があるようなこともあります。もちろん文部科学省も一生懸命やっていると思いますが、その内容が全部正しいというわけにはなかなかいかないと思います。これは民主主義の社会ですから、いろいろなことがあると思うので、お互いに牽制しながらいいものをつくっていくということではないかと思うのです。

それと、私の理解では、検定は合格していますけれども、町田はその中の1つの教科書を採択するわけでありまして。検定したものが、中学社会の歴史分野に関しては、今、私の見たところでは、7つ教科書があるようではございますけれども、1つとるとすれば、6冊はとらないわけでありまして。この6冊をとらないという権限は、町田市教育委員会に委ねられている権限だと思うのです。文部科学省が検定したからといって、だから全部いいというわけではないので、その中から選定する権限が町田市教育委員会にあるのであれば、私が申し上げるようなことをぜひ考慮していただけないかということでございます。

確かにその教科書はほかの部分がいいところもあります。私はたまたま従軍慰安婦のことだけしか取り上げておりませんので、ほかの部分についてはもっといいところがあるかもしれません。ですが、この問題はもう皆さんおわかりのように、何年もの間いろいろな議論がありまして、ご存じのように、2014年に朝日新聞社が、慰安婦については捏造と誤報があったと言って謝罪したわけでありまして。ですから、全部100%はうそではないかもしれませんが、98%ぐらいはうそだということがはっきりしているわけでありまして。そのことを載せる教科書というのは、その教科書の考え方ではありますけれども、それをとる

かとらないかは町田市教育委員会の権限の中でありますので、ぜひそういうものはとらないでいただきたいということであります。

特に虚偽の申告をして人をおとしめるということは、讒訴とか誣告という言葉があって、これは犯罪なんです。日本人の文化としては、こういう讒訴、誣告ということは大変嫌なというか、卑しいことだと思われておりまして、そういうことを考えた日本の社会だと思います。そういう社会の中で、こういう教科書がまだあるということ自身も不思議ではありますけれども、改めて町田市教育委員会にお願いしたいのは、文部科学省の検定が認めた教科書としても、正しくたくましく育とうという町田市の中学生を守るという意味があるのですから、その責務を果たすためにも、従軍慰安婦といううそを書いた教科書は採択しないでいただきたいという私の請願であります。

請願は以上でございます。

**○教育長** 請願者による請願第5号の陳述が終わりました。

この後、質疑を行いたいと思います。先ほどの請願者の方にも申し上げましたとおり、請願者は教育長の許可を得て発言し、また委員に対しては質疑をすることができないことになっておりますので、ご承知おきを申し上げます。

それでは、これより質疑を行います。請願第5号の要旨や理由あるいはただいまの陳述に関しまして、委員の皆様からご質問等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。――よろしいですか。

以上で請願者への質疑を終了いたします。

休憩いたします。

午前10時28分休憩

---

午前10時29分再開

**○教育長** 再開いたします。

それでは、請願第5号に関する願意の実現性、妥当性について、学校教育部長から説明をお願いします。

**○学校教育部長** 請願第5号について、その願意の実現性、妥当性について申し述べます。

「従軍慰安婦はいないということが明らかになっているのに、それを載せる教科書があります。町田市の子供のために、この教科書を採択しないでもらいたい」という請願です。これについてでございますが、教科書採択に際しましては、文部科学省が検定を行い、教

科用図書検定基準に適合した教科書から選定をいたします。

また、文部科学省が令和2年3月27日付で各都道府県の教育長宛てに通知した「教科書採択における公正確保の徹底等について」では、「外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に教科書採択が行われるよう努めること」といった内容が示されております。

さらに、学習指導要領には、「近代の日本と世界」について理解することの1つとして、「第二次世界大戦と人類への惨禍」を扱うことと示されていますが、従軍慰安婦の取り扱いについては示されておられません。

公平・公正を旨とする教科書採択において、あらかじめ特定の内容を含んでいる、または含んでいないことのみによって教科書を選択することは認められておりません。

以上のことから、請願第5号につきましては不採択とすることが適当であると考えます。

**○教育長** 請願第5号に関する願意の実現性、妥当性についての説明が終わりました。

私の教育長としての意見も、ただいまの学校教育部長の説明のとおりでございます。本請願につきましては不採択とすることが妥当であると考えております。

それでは、請願者の方の意見陳述、あるいはただいまの学校教育部長の説明等につきまして、教育委員の皆様からご質問、ご意見などをいただきたいと思っております。何かございましたらお願いいたします。

**○後藤委員** 請願第5号に対する私の意見を申し上げます。

ただいまの請願者のご説明で、その趣旨についてはわかりました。しかしながら、学校教育部長の説明にもありましたように、町田市教育委員会における教科書採択とは、教科書採択に際し、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行う必要があります。学習指導要領には、従軍慰安婦という特定の内容を取り扱うように、あるいは取り扱わないようになどということは示されていません。

これらに鑑み、特定の内容の掲載があるかないかだけでなく、そういう視点ではなく、町田市立中学生が歴史の内容や人権課題をよりよく学べるために、きちんと正対している教科書であるかどうかを、私は選定に当たっての留意事項と考えております。

したがって、特定の内容を掲載している教科書を選定しないようにするという条件では決められませんので、本請願には沿えないと判断いたします。

**○八並委員** ただいまの陳述を大変興味深く拝聴いたしました。貴重なご意見をありがと

うございます。

先ほどの請願第4号でも述べましたとおり、特定の事例の有無ということだけではなく、特に歴史は多角的な視点から考えることが大変重要になってくると思います。教科書全体を見て公平・公正に調査研究を進めてまいりたいと思っております。

以上のことから、教育長がおっしゃったとおり、私も願意には沿えないものと考えます。

**○井上委員** 町田に育つ中学生の教育の発展を思っただご意見、誠にありがとうございます。

ご理解いただいているように、教科書検定制度というのは、民間が創意工夫し、著作、編集した図書を、教科書として適切か否か、文科省が検定を行うことにより、教科の主たる教材としてより適切な教科書を確保することをねらいとしています。採択に当たり、適正な教育内容の維持、教育の中立性の確保などは今回も十分に検討されるかと思えます。

よって、学校教育部長やほかの委員からもお話がありましたように、特定の出版社の教科書を採択しないでもらいたいという願意には沿えないものと考え、不採択が適当であると考えます。

**○森山委員** 請願者の趣旨については理解をいたしました。第二次世界大戦を取り扱った内容に関してのご意見だったと思います。ただ、特定の内容項目の掲載の有無に関して教科書を採択するということは不適當であると考えます。

したがって、本請願につきましては不採択であることが妥当であると思えます。

**○教育長** そのほか何かご意見ございますでしょうか。——よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

それでは、請願第5号を採決いたします。

ただいま教育委員の皆様からいただきましたご意見は、いずれも本請願の願意には沿えない旨のご意見というふうを受けとめますので、本請願につきましては、不採択が適当であるということでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** ご異議なしと認め、請願第5号につきましては不採択と決しました。

以上で請願第5号の審議を終了いたします。

休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前 10 時 35 分再開

○教育長 再開いたします。

続いて、請願第 6 号「『全小学校・全中学校の旗掲揚棒』に関する請願」を審議いたします。

本件について、請願者から意見陳述の申し出がございますので、10 分の範囲でこれを許可したいと思いますのですが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

休憩いたします。

午前 10 時 35 分休憩

---

午前 10 時 36 分再開

○教育長 再開いたします。

請願者の方には、先ほど申し上げましたように、10 分の範囲で口頭による意見陳述をお願いしたいと思います。

それでは、どうぞお願いいたします。

○請願者 再び小川に住んでおります小林ですが、今回は学校にあります旗の掲揚棒のことについてお願いがありまして、請願を書かせていただきました。

学校における基本的な設備として、日本国の国旗、あるいは町田市の市旗、あるいは各学校の校旗というようなものがありますが、そういうものが同時に掲げられるように、普通のところは 3 本の旗の掲揚棒が設置されております。ですが、今たまたま町田市では 20 校ぐらいが 3 本はありません。国旗を揚げるのか、校旗を揚げるのかということになるわけですが、19 校は 1 本しかありません。どういうわけか、2 本という学校も 1 校あるそうでございます。

これは町田のインフォメーションセンターですか、そこに私が質問をしましたところ、教育委員会の施設課から、こういうことですよという事実のご報告を受けさせていただきました、ああ、そうですかと。つまり、小・中学校 62 校のうちの 20 校は 3 本ない。20 校についてはほとんど 1 本というのが現実だということがわかったわけであります。

3 本あるとなれば、真ん中に国旗、あるいは左側に市旗、それからそれぞれの校旗を掲揚するというのが一般的ではないかと思えますけれども、1 本ではまずいのではないかと

思うわけでございます。国旗か町田市旗か校旗を揚げることになるのではないかなと思います。

それと、今回オリンピックが延期になりましたけれども、実はオリンピックを支援する意味でも、オリンピックの期間中に、国旗と町田の市旗と、ホストタウンとして町田が支援しているインドネシアとか、南アフリカとか、そういう国旗を揚げる。国旗を揚げるというのは、高いところに旗がありますので、必ずしも知らない人が見ても、ああ、国旗があるな、あるいはインドネシアの国旗があるなというのを見れば、ああ、オリンピックだなということになるのではないかな。つまり、そういう支援という意味で、意味があるのではないかなと思ったのです。

そうしましたら、1本の学校はたくさんありますよというお話もありましたので、調べさせていただいたわけですが、旗の棒が3本あるというのは、ある意味で標準といいますか、基本的な設備ではないかなと思うわけでございます。オリンピックは1年延びましたし、ほかのこともあると思いますので、日本国、町田市、学校、この旗を3本揚げられるように、全小学校・全中学校に旗掲揚棒を設置していただきたいと思うのです。それを今日は請願させていただきたいと思います。

高く掲げた国旗とか校旗というのは、横から見て、郷土愛といいますか、あるいは自分の学校の愛校心といいますか、野球などでもそういうことがよくありますが、そういう意味があると思うので、改めて基本的設備としての3本の旗掲揚棒をお願いしたいと思うわけでございます。

請願はそういうわかりやすい内容でございますので、よろしく願いいたします。

○教育長 請願者による請願第6号の意見陳述が終わりました。

それでは、これより質疑を行います。請願第6号の要旨や理由あるいはただいまの陳述に関しまして、委員の皆様からご質問等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。――よろしいですか。

以上で請願者への質疑を終了いたします。

休憩いたします。

午前10時40分休憩

---

午前10時41分再開

○教育長 再開いたします。

それでは、請願第6号に関する願意の実現性、妥当性について、学校教育部長から説明をお願いします。

○**学校教育部長** 請願第6号「『全小学校・全中学校の旗掲揚棒』に関する請願」についてでございますが、今回の請願については、学校における基本的設備として、日本国の国旗、町田市の市旗、各学校の校旗が同時掲揚できるように、3本の旗掲揚棒を町田市の全小学校・全中学校に設置を求める請願であると受けとめております。

公立小・中学校の旗掲揚棒の設置については、国、東京都において、旗掲揚棒の本数、場所などの基準や定めが具体的に設けられておりません。町田市の市立小・中学校では、設置した時期や学校の状況等により、旗掲揚棒が1本の学校が19校、2本の学校が1校、3本の学校が42校となっております。

町田市では、今後行う校舎の改築工事や大規模な改修工事などの機会に合わせて、旗掲揚棒の設置場所や本数について検討していきたいと考えております。旗掲揚棒を3本にふやすことについては、設置場所の制約があるとともに、設置にかかる費用などの課題がございます。

以上のことから、請願第6号につきましては不採択とすることが適当であると考えます。

○**教育長** 請願第6号に関する願意の実現性、妥当性についての説明が終わりました。

私の教育長としての意見も、ただいまの学校教育部長の説明のとおりでございます。本請願につきましては、不採択とすることが妥当であると考えております。

それでは、先ほどの請願者の方の意見陳述、あるいは学校教育部長の説明等につきまして、教育委員の皆様からご質問、ご意見などいただきたいと思っております。

○**森山委員** 1点だけお伺いしたい点がございます。旗掲揚棒をふやすということの課題について確認をいたしたく思います。お願いいたします。

○**施設課長** 旗掲揚棒の設置場所により課題が異なります。校舎の屋上に旗掲揚棒をふやすことについては、既存校舎の構造や強度の問題があり、設置することはできません。そのため、旗掲揚棒をふやすためには、地上に新たに設置することとなります。

また、旗掲揚棒を地上に設置することについては、既存の旗掲揚棒との位置や高さの整合を図ることが難しいと想定されています。そのため、地上にふやすためには、新たに3本設置することになり、校庭から見えやすい位置に設置する場所を確保すること及び多額の費用がかかると考えております。

○**八並委員** 今、施設課長のほうから費用のことが出ましたが、掲揚棒の設置費用は大体

どのくらいと考えられるのでしょうか。

○**施設課長** 2016年度の改修工事に伴い、地上に3本の旗掲揚棒を設置しました鶴川第一小学校の例を参考にしますと、1校当たり約300万円から350万円程度の費用がかかります。今回20校で工事を行うとなった場合、6,000万円から7,000万円の費用がかかるものと想定しております。

○**教育長** そのほかいかがでしょうか。

ご意見をお願いしたいと思います。

○**後藤委員** 請願の第6号に対する私の意見を申します。

私はかつて校長として小学校に勤務しておりました。その小学校には、屋外の屋上に旗掲揚ポールが1本ありました。学習指導要領に示しているように、卒業式、入学式などの儀式的行事では、体育館などの式場の正面に国旗と町田市旗を掲げ、学校の旗、校旗をスタンドに立てて、屋外ポールには国旗を掲揚しておりました。この形というのは東京都教育委員会や町田市教育委員会が認めている一般的な掲揚の方法です。小学校、中学校などの教育の中では、このようにして国旗等に親しむ機会を設けているわけです。

オリンピック・パラリンピック教育として、同時に、特にホストタウンの国の国旗は、その国の特徴や文化、食生活なども含めて、子どもたちとともに学習の中で調べ、それを校内の掲示板などに掲示して、広く全校の子どもたちが学べるようにしたりして、親しむ機会をつくっています。

これらの取り組みを通して考えますと、国旗や市旗あるいは学校の旗の校旗、ホストタウンの国旗に親しむという活動は、国や町田市、学校を愛する心を育てるとともに、他国を尊重する態度も養っているというふうに教育の中では考えています。したがって、掲揚ポールが3本なければできないのではなくて、これは自国や郷土を愛し、他国を尊重するということを請願者の方も期待されている願意の1つだと思っておりますので、その点では、現在の学校教育のあり方で、掲揚のポールの数に限らず実現できていると考えています。したがって、本請願は不採択とすることが適当であると判断しました。

○**八並委員** 大変貴重なご意見を本当にありがとうございます。先ほどの学校教育部長の説明にもございましたが、現在、学校教育において、旗掲揚棒の設置については、現状では問題がないと考えられていることから、教育長が述べられましたように、私も願意に沿えないものと考えております。

また、オリンピック・パラリンピック教育に関しましては、今、後藤委員からも述べら

れましたとおり、各校、工夫を凝らして対応していただいております。ホストタウンについても、国旗はもとより、それぞれの国の文化、歴史を学び、あるいは交流を持ったり、また食育ということで、学校給食のメニューに取り入れたりという、さまざまな取り組みを通して他国を理解するという教育がされております。そのことを通して、子どもたちが他国を尊重する、そして自国を愛するというところにつながってきていると思いますので、学校教育の場でも、国際教育という観点から十分なされているのではないかと考えております。

私からは以上です。

○井上委員 貴重なご意見ありがとうございます。

残念ながら今年は延期となってしまいましたが、東京都では人生にとってまたとない重要な機会と捉え、オリンピック・パラリンピック教育の推進をしてきました。ですので、こうしてホストタウンとしてオリンピックをより盛り上げようというご提案をいただけることはとてもありがたいことだと思います。

しかしながら、設備、費用の面で、全校に3本設置するという事は難しいかと思えます。よって、願意に沿うことはできませんが、旗の掲揚に限らず、子どもたちがホストタウンに興味・関心を持ち、代表団との交流を図るとともに、異文化での生き方や異なる考え方への理解を身につけられるよう、学校でも3密など接触に配慮した交流の方法を模索して、盛り上げていってほしいなと思えます。

○森山委員 今回の請願者のいわゆる3本の旗掲揚棒を町田市の全小学校・中学校に設置してほしいというその趣旨と根拠については理解をさせていただきました。ただ、今回の請願第6号の願意には沿うことができないと思えます。

ただし、その趣旨については、ホストタウンとしての町田市の役割とか、あるいは教育の中で、オリンピック教育が目指した意味というところについては、私どもも今後しっかりと進めていかなければいけないところかと思えます。そういうことは今後も教育委員会としても、各学校としても、推進をしていく必要があるかと思えます。しかし、今回の願意に沿うことはできないと判断いたしました。

○教育長 そのほかに何かご意見ございますでしょうか。――よろしいですか。

それでは、請願第6号を採決いたします。

ただいま教育委員の皆様からいただきましたご意見は、いずれも本請願の願意には沿えない旨のご意見というふうを受けとめました。本請願につきましては不採択が適当である

ということでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、請願第6号につきましては不採択と決しました。

以上で請願第6号の審議を終了いたします。

休憩いたします。

午前10時51分休憩

---

午前10時52分再開

○教育長 再開いたします。

それでは次に、日程第3、報告事項のうち、(5)「2021年度中学校教科用図書採択事務の経過及び展示会実施結果について」、担当者からご報告を申し上げます。

○指導課統括指導主事 それでは、2021年度から2024年度まで使用する中学校教科用図書の採択手続に関する経過説明をいたします。資料は報告事項(5)「2021年度中学校教科用図書採択事務の経過及び展示会実施結果について」でございます。

まず5月1日の教育委員会第2回定例会におきまして、採択方針、選定基準を決定いたしました。採択方針につきましては、町田市教育委員会は、2021年度から2024年度まで使用する中学校教科用図書の採択に当たって、町田市立小・中学校教科用図書採択要綱にのっとり、町田市立中学校教科用図書調査協議会の報告等を参考に、みずからの責任と権限において、町田市の生徒に最も適した教科用図書の採択を行うと定めております。

選定基準につきましては、4つの観点をもとに、1「内容」、2「構成・分量」、3「表記・表現」、4「使用上の便宜」と設定いたしました。

1「内容」につきましては、「学習指導要領に示された各教科、各学年の目標及び内容を踏まえているか」、「学習指導要領に示された内容の取り扱いに配慮しているか」、「生徒の学習意欲や関心を引き出す配慮があるか」の3項目といたしました。

2「構成・分量」につきましては、「基礎的・基本的な内容と発展的な内容がわかりやすく構成されているか」、「各単元や領域の分量は適切か」、「単元・教材の系統性を考えて配列しているか」の3項目といたしました。

3「表記・表現」につきましては、「生徒にとってわかりやすい適切な表現になっているか」、「印刷、写真、挿絵、図形等が見やすくわかりやすいか」、「町田市の地域性に合っているか」の3項目といたしました。

4 「使用上の便宜」につきましては、「全体の構成が見通せるように配慮しているか」、「課題発見、課題解決に向けた学習が効果的に進められるようになっているか」、「学び方、考え方を習得できるように工夫しているか」の3項目といたしました。

以上の選定基準で調査研究を行いました。

次に、中学校教科用図書調査協議会学校調査研究並びに教科用図書展示会の経過説明をいたします。

5月11日に第1回中学校教科用図書調査協議会を開催いたしました。以後、協議会と略して説明をいたします。

第1回協議会では、協議会の委員16名に委嘱書を交付し、教育委員会から協議及び報告を依頼しました。また、採択事務日程、選定基準等についての説明、確認を行うとともに、協議会会長から中学校長会へ中学校教科用図書調査研究委員50名の推薦を依頼しました。

5月25日には中学校教科用図書調査研究委員会を開催し、協議会会長から研究委員に委嘱書を交付いたしました。引き続き各教科の調査研究委員会で、委員長、副委員長を選出し、調査研究の進め方、今後の日程等について打ち合わせをいたしました。その後、各教科ごとに調査研究委員会を開催し、6月22日には各調査研究委員長から調査研究報告が協議会会長宛てに提出されました。

学校調査研究につきましては、5月11日に各中学校長宛てに学校調査研究報告書の提出を依頼し、5月14日からは中学校を4グループに分け、教科用図書の見本の回覧を開始いたしました。各中学校では、実際に教科書を使用して指導する教員が種目別あるいは学年別に分担し、全種目、全社について選定基準ごとに調査研究を行い、報告書を作成いたしました。6月26日には各中学校から学校調査研究の報告書が協議会会長宛てに提出されております。

そして、7月6日には第2回協議会を開催いたしました。ここでは各教科の調査研究委員会の委員長からの報告と、教科書展示会における保護者、市民の意見について、事務局から報告を行いました。そして、調査研究委員会の報告、学校調査研究、保護者、市民の意見等を総合的に検討して、協議会の報告書を作成し、第3回の協議会で検討協議することを確認いたしました。

7月17日には第3回協議会を開催いたしました。ここでは協議会としての報告書について検討協議し、作成をいたしました。

採択手続に関する経過説明は以上でございます。

次に、教科用図書展示会につきましては、6月1日から7月1日まで、教育センターと市役所の2カ所で行いました。資料は「2021年度使用教科用図書展示会実施結果」でございます。

展示会会場にいらした市民等の方々の人数は、教育センター及び市役所を合わせて110名でございます。前回の中学校教科用図書採択事務を行いました2015年度の展示会では560名でしたので、450名の減少となっております。

そのうち58件のご意見をいただいております。採択教科書に関しては34件、教科書全般なことや教科用図書展示会のことに関する意見は24件でございます。

展示会実施結果に関する説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、何かご質問などございましたらお願いいたします。

○**井上委員** 採択候補教科書に関して、市民からの意見というのはどのようなものがあったのでしょうか。おおよその傾向をお聞かせください。

○**指導課統括指導主事** 教科用図書展示会で寄せられたご意見の内容についてお答えいたします。

中学校教科用図書に関する主なご意見として、社会科の歴史分野では、第二次世界大戦に関すること、また、公民的分野では、日本国憲法に関するご意見を多くいただいております。また、理科では、教科書の見やすさや重さ、大きさに関するご意見をいただいております。家庭科では、食料自給率に関するご意見、道徳では、評価についてのご意見をいただいております。

教科書全般では、QRコードなど、デジタルコンテンツに関するご意見を多くいただいております。

そのほかに、展示会については、会場の場所や曜日に関するご意見をいただいております。

なお、委員の皆様には、お寄せいただいた全てのご意見をまとめたものを、定例教育委員会後にお渡しをさせていただきます。

○**教育長** そのほかにご質問などございましたらお願いします。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項(6)についてご報告を申し上げます。

この報告に当たりまして、本日は町田市立中学校教科用図書調査協議会の会長と副会長

にご出席をいただいております。

教科書採択の公正性確保のために、協議会の委員のお名前等については、採択が終了するまでは非公開となっておりますので、あえてお名前は申し上げませんが、先生方にはお忙しい中をご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、報告事項（6）「町田市立中学校教科用図書調査協議会の報告について」、ご報告をお願いいたします。

では、どうぞよろしくお願ひします。

**○中学校教科用図書調査協議会会長** それでは、調査協議会からの調査研究についてご報告を申し上げます。

5月から7月にかけて実施いたしました各教科用図書の調査研究委員会の報告に基づいて作成いたしました。

それでは、これから各教科ごとに副会長のほうからご報告をさせていただきます。

**○中学校教科用図書調査協議会副会長** それでは、各教科、出版社ごとに報告させていただきます。

国語。

東京書籍。

いつ、何を学習するか、身につけたい資質・能力がわかる一覧表がある。

「てびき」で学習目標を振り返り、書き込み式のページでは既習内容を確認することができる。補充問題等にアクセスできるDマークが巻末に一覧として掲載されている。

三省堂。

「読書の広場」、「情報を活用する」などで読書や情報活用に対する情報が充実している。

3年間を通して学ぶ思考方法や読解のこつを、「思考の方法」や「読み方を学ぼう」において表や図解で繰り返し示し、各教材の学習活動と関連づけられるよう工夫されている。

教育出版。

発展的な内容が充実した構成であることが特徴的である。

図やグラフを参照しながら、いろいろな人の意見を聞いて自分の意見をまとめるような「学びのチャレンジ」など、PISAや学力調査を意識した学び方、考え方が習得できるよう工夫がある。

光村図書。

随所に読書活動を促す「広がる読書」欄により関連図書を紹介している。

内容は定番に加え、現代の作家や評論家による教材までバランスよく配されている。

単元ごとの学習内容や目標が明確であり、内容を順序立てて理解することができる工夫がある。

次に、書写。

東京書籍。

振り返りやまとめの書写テストがある。書き込み式で学習の確認ができる。学習ヒント「書写のかぎ」や、古典や伝統文化の紹介「文字のいずみ」など、振り返りや生徒の興味・関心を引き出す工夫がある。

三省堂。

単元の最初に目標やねらいが示されている。

書き込みページが豊富で、硬筆書写の部分が、手本・なぞり書き・清書とワーク形式で書き込むことができる。

学年ごとの色分け等、3年間の内容が見通せるようによく配慮されている。

教育出版。

字の習得に限らず、手紙や小包伝票の書き方など、社会生活に即した内容を取り扱っている。

毛筆動画のまなびリンクや、書写テストで学習の定着が図れるほか、ポップ作成など、実践的な言語活動が提示されており、学び方、考え方を習得できる工夫がある。

光村図書。

状況に応じた書き方の例示や実用的な使い方の例示がある。

入学願書や宅配便の送り状など、日常に役立つ書式の例示が充実している。

切り離し可能な書き込み式の書写ブックの活用によって、毛筆での学習を実用的な硬筆に生かす工夫がある。

続いて、社会（地理的分野）。

東京書籍。

単元導入部分に「見方・考え方コーナー」を設け、「見方・考え方」を学習の導入に取り入れることができる。

「まとめの活動」では、思考力、判断力、表現力を高める内容となっている。

「問いの構造図」では、課題解決的な学習が行いやすいよう工夫されている。

教育出版。

「読み解こう」では、思考・判断・表現する力を身につけさせる。「関連では、歴史や公民との関連個所を示している。「地理の技」では、地図やグラフの扱い方、読み方を身につけさせるなど、学習活動とその身につけさせるべき力が具体的でわかりやすい。

帝国書院。

地球的課題を扱うページを新設している。

自然、生活・文化、産業がわかりやすく構成されている。

思考力、判断力、表現力を促す「問い」が新設されている。

地理的見方、考え方の理解を助ける図版と本文が見られる。

日本文教出版。

世界や日本の伝統・文化の現状と未来に継承していく取り組みについて、写真、コラム、特設ページを設置している。

本文ページ右端にインデックスを設け、現在学習している位置を常に把握できる。

図版番号を記しているため、授業で使いやすい。

続いて、社会（歴史的分野）。

東京書籍。

「みんなでチャレンジ」では、小グループの協働的な活動ができるよう工夫され、対話的な授業を行うことができる。

深い学びを効果的に指導できる「見方・考え方コーナー」を新設している。

「問いの構造図」では、課題解決的な学習が行いやすいよう工夫されている。

教育出版。

「読み解こう」では、資料を読み解く視点を問いの形で示し、生徒がみずから資料を活用する力を育ませる。また、「歴史の技」では、資料活用の方法や手順を身につけさせるなど、学習活動とその身につけさせるべき力が具体的でわかりやすい。

帝国書院。

時代の特色が一目でわかるタイムトラベル（特設ページ）が充実している。各時代の様子が理解しやすい。

さまざまな人々の生活に視点を当てた記述から、多面的・多角的に歴史を捉えられる。

「問い」を多く設置し、深い学びにつながる工夫がされている。

山川出版社。

「8世紀の世界」など、日本と世界の歴史のかかわりが一目で理解できるイラストペー

ジがある。

本文の内容、情報量いずれも充実している。

「問い」などの設定はなく、課題解決的な学習を行うためには授業者の工夫が必要である。

日本文教出版。

資料が大きくビジュアル化した文化史のページは特筆できる。

世界の動きの中で日本の歴史を捉えることができるページがわかりやすい。

オリンピック・パラリンピックを通して、国際交流の重要性や多様性への理解について学べるページを設定している。

学び舎。

大判化された教科書であり、それに伴って各図版が大きめである。

暗記することを意図せず、本文には重要語句を太字にするなどの表記はない。

「人々の生活」に視点を置いた本文、コラムが特徴的である。

特色を持った視点で本文が書かれている。

育鵬社。

カラーバリアフリー、ゴシック体の振り仮名により、生徒が読みやすい文字になるよう配慮している。

通史の視点で考えるテーマを設けている。

「歴史のターニングポイント」では、各時代の代表する出来事について議論できるよう工夫されている。

続いて、社会（公民的分野）。

東京書籍。

「みんなでチャレンジ」では、小グループの協働的な活動ができるよう工夫され、対話的な授業を行うことができる。

「探究のステップ」では、探究課題の解決を支援する問いを示している。

「問いの構造図」では、課題解決的な学習が行いやすいように工夫されている。

教育出版。

「関連」では、歴史や公民との関連個所を示している。また「公民の窓」では、視点を変えたり、視野を広げたりして、多角的・多面的な見方を身につけさせるなど、学習活動とその身につけさせるべき力が具体的でわかりやすい。

帝国書院。

「問い」を多く設置し、深い学びにつながる工夫がされている。

具体的な事例を多く取り入れ、現代社会の見方、考え方を豊富な内容で説明している。

模式図など図解に工夫が見られ、知識、技能を身につけさせやすい。

日本文教出版。

抽象的な事象を図解にすることによってわかりやすい。

大判化したページを活用したビジュアルで多彩な図版はわかりやすい。

コラム欄「アクティビティ」では、生徒の思考力を身につけさせることができる。

自由社。

1コマ（50分単位）1単元の52単元見開き構成になっている。

「自ら学ぶ」課題学習やコラムが充実している。

ディベートを扱ったページがある。

育鵬社。

発表や議論の方法、ロールプレイ、ディベート、KJ法などの技能を身につけるためのページが設置してある。

「TRY」では、コラムや図版資料について考えたり、調べたりする課題を示している。

通史の視点で考えるテーマを設けている。

続いて、社会（地図）。

東京書籍。

縦向きの地図を効果的に取り入れ、地球儀のかわりに使えるよう工夫されている。

東京書籍の地理教科書と統計資料などを分けて記述されていて、合わせて使うことで理解を深めることができる。

帝国書院。

大判化で地域の特色が見やすいため、理解しやすい。

歴史的分野、公民的分野、修学旅行の事前・事後学習に活用しやすい工夫が見られる。

「問い」の設定により、主体的に学びやすい。

続いて、数学。

東京書籍。

各単元の最後には、計算の定着問題や応用問題、さらに課題解決の問題がある。動画でも確認できるのは適切である。

時代に合ったインターネットコンテンツが随所にあり、家庭で学習できるようになっている。

目標を達成するため、既習事項の定着を図るための問題が多く設定されている。

大日本図書。

他の教科で学ぶ題材を数学的に解明しようとする話題が適度に挿入され、興味深く数学のよさを体験できる。

「思い出そう」の枠を設けて既習事項を的確にまとめ、連続性を示して学習意欲や関心を引き出す配慮がある。

補充問題のページが明記しており、発展的な内容を意欲的に取り組むことができるようになっている。

学校図書。

各単元の最後に「どんなことがわかったかな」、「できるようになったこと」があり、学習内容を振り返ることができるようになっている。また、まとめの問題とともに日常生活での活用例もあり、課題発見にも効果的である。

次に何を学ぶかも簡潔に明記されており、関心・意欲を引き出す配慮がある。

教育出版。

「数学の広場」という学習内容を深めたり、広げたりするページがあり、日常生活に活用できるような工夫がある。

各単元に振り返りがあり、定着が図りやすい。各単元の導入と教科書の終わりに課題解決の問題が設定されていて、応用力が養われる。

新興出版社啓林館。

例や説明などの表現が簡潔・明瞭でわかりやすく、教科書全体でメリ張りがある。

適宜設定された「ふりかえり」では小学校の復習を、「学びをいかそう」では高校数学につながる発展的な内容を扱っており、生徒が系統性を意識して学習できるような配慮がある。

数研出版。

問題解決学習をねらいとする別冊の存在は、内容・分量ともに満足できるものである。

単元の始まりに必要な振り返りのページがあり、新たな学習に入りやすい。深く考察させたい内容について、差し込みコメントを利用して関心を引きつけている。

日本文教出版。

適宜ページの下部に「次の課題」が設定されており、生徒が新たな課題を見つけて考え、未知の課題を解決する力を習得させようとする特徴がある。

巻末の「マイトライ」では、現実世界の事象を理想化・単純化させ、数学を学ぶ意義や有用性をわかりやすく示している。

続いて、理科。

東京書籍。

基礎的・基本的な内容と発展的な内容がわかりやすく構成されており、他教科とのつながりも確認することができる。

実験の課題、仮説、実験、分析の順番が時系列でわかりやすくなっている。

探究活動のページがあり、自分の言葉で結論をまとめることで、思考力・表現力を育てることができる。

大日本図書。

日常生活の身近なものや学習テーマとを関連づけており、関心・意欲を引き出す工夫がされている。

課題解決に向けた学習を効果的に進められるよう読解力問題が多く用意されている。答え方の例や器具のよくない使い方の例なども記載されていて、学びやすい内容になっている。

学校図書。

科学の学びを日常に生かしたらどうなるかを説明することで、身の回りの事象の課題を取り上げている。

めあてがページの上部に、まとめが下部に記載されている。文章も簡潔でわかりやすく書かれている。

「アイデアボード」を活用することで、対話的な学習ができるように配慮されている。

教育出版。

文字が大きく、冊子が横広で、写真も大きくて見やすい反面、文字だけの行では、横いっぺいに文字が並ぶので読みづらい。

既習内容が記載されており、見通しが持ちやすい。単元の初めや実験の前などに問いかけがあり、探究を深めやすいよう工夫されている。

新興出版社啓林館。

発展的な内容が多いが、とてもわかりやすく構成されている。上位学年の内容も含めて、

単元・教材の系統性を考えて配列されている。

横広のページで、大きな写真が見やすい。章末問題が多くある。

課題解決学習を効果的に進められるよう探究活動のページが多く割かれている。

続いて、音楽（一般）。

教育出版。

「うたう・つくる・きく」に分類されており、学習内容、関連教材がわかりやすい。

また、題材の横に学習目標が書かれてあり、わかりやすい。

生徒が話し合うコーナーがあり、学習を深めたり、他者の意見を知る機会がある。

教育芸術社。

学習内容の系統図が書かれており、表現・鑑賞それぞれの領域の学習内容がわかりやすい。

また、題材の横に学習目標が記載されており、わかりやすい。

「深めよう音楽」のコーナーでは、学習を深化させたり、他者の意見を共有したりできるようにになっている。

続いて、音楽（器楽合奏）。

教育出版。

「吹く楽器の仲間達」、「弾く楽器の仲間達」のコーナーにより、発展的な学習、調べ学習ができる構成になっている。

和楽器については、各楽器の演奏者のメッセージが掲載されており、生徒の興味・関心を高める工夫がされている。

教育芸術社。

中学生器楽の学習内容について見通しを持てるよう工夫されている。

「深めよう音楽」のコーナーでは、学習の深化を図ることができ、他者との意見共有ができる。

和楽器については、各楽器の演奏者のメッセージが掲載されており、生徒の興味・関心を高める工夫がされている。

続いて、美術。

開隆堂出版。

図版には原寸の資料と部分の拡大図で作品に興味を持てるよう配慮されているものがある。

題材ごとに目標とは別に「学習のポイント」が示されており、課題が明確にされ、学び方がわかりやすい。

学びの資料が充実しており、学んだ内容が確認、整理できるようになっている。

光村図書。

鑑賞資料ではトレーシングペーパーがとじ込まれ、書き込みができるように配慮されている。

1つのテーマに対して写真の例示が多く、発想のヒントにしたりしやすい。

導入の鑑賞から制作、完成作品の鑑賞まで、授業の流れを意識してつくられているので、授業の中では活用しやすい。

日本文教出版。

原寸大の鑑賞図版が多く掲載され、より実物の作品鑑賞に近い体験ができるよう配慮されている。

同じテーマでも作風や技法・材料が異なる作品が豊富に掲載されているので、発想を広げやすい。

題材ごとに「造形的な視点」が示されており、作品の見方がわかりやすい。

続いて、保健体育。

東京書籍。

「見つける」、「課題の解決」、「広げる」で構成されており、それに合わせた発問が用意されている。授業のねらいは「学習課題」として簡潔に示されている。

デジタルコンテンツの内容が一覧になっており、動画も独自に作成した内容が多く含まれている。

大日本図書。

単元のタイトルの横に「学習のねらい」が示されており、生徒は学習する内容をつかむことができる。学習の流れとしては、「つかもう」、「やってみよう」、「活用して深めよう」と簡潔な発問が用意されている。

本文の内容が少ないが、イラストやトピックスの内容が豊富である。

大修館書店。

2ページ目の最上段に「きょうの学習」として本時のねらいが示されている。授業の流れとしては、「課題をつかむ」、「学習のまとめ」と導入と振り返りは大きく示されている。

ページの上段に説明文があり、下段に資料やイラストが配置されているが、全ての単元

で同じような構成にはなっていない。

学研教育みらい。

単元のタイトル横に「学習の目標」が示されており、学習する内容がつかみやすい。それぞれの発問には注釈がついており、「振り返り」、「調べる」、「まとめ」といった生徒の学習活動への指示が示されている。

関連するウェブサイトへのガイドも掲載されており、独自の動画も配信されている。

続いて、技術・家庭（家庭科分野）。

東京書籍。

「家庭分野のガイダンス」が充実しており、3年間の学習の見通しを持たせることができる。特に「問題解決の筋道」とそれに伴った「見方・考え方」がわかりやすく説明されている。

巻末の「生活の課題と実践」では、カード形式になっていることで、より具体的に取り組めるよう工夫されている。

教育図書。

各章ごとに「やってみよう」、「学びを生かそう」で構成され、課題を持って取り組めるように配慮されている。

多くのイラストや写真が使われていて、視覚的な内容が充実している。

新しく導入された調理方法の「蒸し料理」について、野菜・肉・魚、全てに実習例が掲載されている。

開隆堂。

「家庭分野のガイダンス」が充実しており、3年間の学習の見通しを持たせることができる。特に家庭科の「生活の見方・考え方」が具体的に示され、さらに「主体的・対話的で深い学び」について学習の流れが記載されているので、考える道筋がわかる仕組みになっている。

続いて、技術・家庭（技術分野）。

東京書籍。

木材加工では、詳しく写真や図なども大きく掲載されている。

各領域に問題解決の評価、改善・修正が記載されている。また、学習のまとめがついて、領域を総合的に振り返ることができる。

教育図書。

巻末にワークシートがついていることによって、各領域のものづくりの計画を見通すことができる。別冊のハンドブックを使うことで、工具の扱い方など細かくわかりやすく解説されている。

開隆堂。

生物育成の分野で、森林の育成やドジョウの養殖について記載している。

振り返りの項目が詳細に記載されていて、ABCで評価している。巻末に携帯電話の利用が記載されていて、ネットトラブルへの対応が詳細に記載されている。

続いて、英語。

東京書籍。

スピーチやディスカッションの練習が充実している。新規文法事項に関して詳細な説明がされている。全体的に絵や写真が多く、カラフルである。

各課がステップまたはラウンドと称する形式で学習する構成になっている。動画や各単元のダイアログと新出単語と、小学校の英語について文字を見ながら聞くことができる。

開隆堂出版。

フォニックスを意識して練習できるページがあり、1年生初期から会話を意識した構成になっている。巻末に切り取り式のアクションカードがある。

ゲーム的要素や話す活動が充実して、指導を効果的に進める工夫がある。イラストを見ながら推測させる活動や聞き取り問題を事前に学習したりすることができる。

三省堂。

各課の最初で学習の見通しを立たせ、文法事項の定着、内容理解、読む・話す・書く活動などを基本としている。巻末にある振り返りのページで、学習内容の確認ができる。

人権、文化、ロボット等の社会的課題に関する内容が充実しており、グローバルな視点で学習を進める点が町田市の地域性に合っている。

教育出版。

中1の導入期に挨拶、フォニックス、すごろく等で小学校の復習をしたり、ネームカードを使って自己紹介したりする活動がある。初期の段階から簡単な会話やスピーチが設定されている。

各課の間に4技能習得のコツが記されており、巻末の切り取りカードを活用しながら理解が深まる構成になっている。

光村図書出版。

1人の主人公にスポットを当て、入学から卒業までの3年間という設定に一貫性があり、生徒にとって身近な話題が多い。

歴史、文化、AI、観光プランを作成する単元なども町田の地域性に合っている。

帯教材として、発達段階に応じた会話練習ができるコーナーがある。各課ごとにバリエーションのある音声や動画を見ることができる。

新興出版啓林館。

各課の構成（見開き左ページが本文、右ページが文法項目）が統一され、学習を進める際の混乱が少ない印象。

全体を通じて、絵や図を通して情報を伝え合う活動が設定されている。また、各單元ごとに思考を深める内容理解活動や既習内容を定着させるための自己表現活動がある。

続いて、道徳。

東京書籍。

1時間で扱いやすい分量である。いじめや生命尊重を強調し、重く扱っている。

「目次」、「1年間で学ぶこと」、「テーマでふり返ろう」で全体の構成がわかりやすく示されている。また「話し合いの手引き」、「道徳の授業はこんな時間に」は、生徒だけでなく、指導者にも有効である。付録にデジタルコンテンツ、「ホワイトシート」、「心情円」がある。

教育出版。

現代的な話題や伝統的な読み物、さまざまなテーマを扱って生徒の関心を引き出す工夫をしている。

いじめや生命尊重について集中的に考えさせるよう構成されている。

目次やテーマ一覧で全体の構成がつかみやすい。「道徳科で学びを深めるために」により、学び方や考え方を習得できるように工夫されている。

光村図書。

生徒が興味を持ちやすい読み物を扱い、デジタルコンテンツの音読も活用しやすい。

めあてに迫る問いで基礎を押さえた後、さまざまな形の問いで深めさせる工夫がある。

「シーズン」、「ユニット」と呼ぶ独自の分類、他教科・領域との関連一覧表等により、全体の構成を見通しやすい。

日本文教出版。

アニメの教材やスポーツ選手のエピソード、国際問題等、さまざまな分野の教材で、生

徒の意欲や関心を引き出している。

「いじめ」、「よりよい社会」を多く扱い、連続で学習するよう配置してある。

印象的な写真、効果的なイラスト、工夫した登場人物の紹介に加えて、デジタルコンテンツで画像や動画を利用できる。

学研。

中学生目線の身近な話題や伝わりやすく共感できる教材が意欲や関心を引き出している。

写真や挿絵が効果的に使われていて、生徒の理解を助けている。画像を中心にデジタルコンテンツも利用できる。町田一中出身のバイオリニストが紹介されている。

学習者にとっても指導者にとっても扱いやすい教材が多い。

廣済堂あかつき。

伝統的なしっかりとした読み物教材が多い。

「学習の手がかり」、「考えを広げる・深める」を中心にシンプルな扱いやすい構成になっている。

巻末の内容項目一覧に、「他教科・領域・現代的な課題等の関わり」の欄があり、導入や終末に活用できる。また、デジタルコンテンツも、導入や終末に活用できる。

日本教科書。

伝統的な読み物資料を多く扱っている。偉人を取り上げた読み物だけでなく、中学生を主人公とした教材も多めである。

教材間の「もっと知りたい」、「込められた思い」等により内容を深める工夫がある。

写真を多く使い、イメージを捉えやすい。デジタルコンテンツはない。

以上です。

○教育長 ご報告ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして、委員の皆様から何かご質問などがございましたらお願いをいたします。

○森山委員 協議会での取りまとめ本当にありがとうございました。本日の説明もありがとうございました。

私のほうから1点お伺いしたい点がございます。全ての種目において、町田市教育委員会の重点施策、いわゆる町田市教育プラン等に沿って、「授業をデザインする8つの取組」の観点からの評価についてお示しいただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

○中学校教科用図書調査協議会会長 「授業をデザインする8つの取組」の観点につきましては、地域の実態ということだけではなく、町田市学力向上推進プランの授業をデザインする8つの取組内容を踏まえて、採択の検討をしていただきたい、このように考えております。

○八並委員 ただいまの報告ありがとうございました。

各教科において関連している科目については、同じ出版社がよいのか、あるいは異なっても構わないのかということについてご意見を伺いたいと思います。例えば国語と書写、社会の地理的分野、歴史的分野、公民的分野との関係、あるいは社会の地理的分野と地図、また音楽の一般と器楽合奏、それから技術・家庭の家庭科と技術科について、ご意見があれば伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○中学校教科用図書調査協議会会長 ご指摘のところですが、そのようなことは一切ございません。

○教育長 そのほかにいかがでしょうか。——よろしいですか。

それでは、以上で質疑を終了いたします。

会長、副会長には、5月から長期間にわたりまして、調査協議会の中心となって報告書の作成をしていただきました。そして本日は、ご多用のところを、教育委員会定例会にご出席をいただき、ご報告をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

本日の報告を参考にさせていただきながら、私どもみずからの責任におきまして教科書採択に臨みたいと思っております。

休憩いたします。

午前 11 時 30 分休憩

---

午前 11 時 31 分再開

○教育長 再開いたします。

日程第1、月間活動報告に入ります。

前回の教育委員会定例会以降の活動につきまして、まず私からご報告をさせていただきます。

前回の教育委員会定例会以降も、新型コロナウイルス感染症への対応に追われる毎日でございますが、この間、東京都を初め全国の都道府県で、過去最多の感染者数の広がりが

見られ、今後の収束の見通しが立たない状況の中で、これから予定されている宿泊行事等の対応について、小・中学校それぞれの各校長会と協議を重ねてまいりました結果、小学校の林間学校や中学校の修学旅行等につきまして、中止や延期等の措置を行うことといたしました。

これまでの長期にわたる休業措置によって、子どもたちの体験活動等が軒並み中止となっている中で、大きな教育的意義を持ち、また子どもたちも大変楽しみにしている行事の中止等の措置というのは、教育委員会といたしましても大変苦渋の決断でございますが、子どもたちの安全を最優先に考え、このような対応をとることといたしました。

この対応の詳細な内容につきましては、後ほど報告事項のところでご報告をさせていただきたいと思っております。

その他の主な活動はお配りしております資料のとおりでございます。

私からの報告は以上でございます。

それでは次に、各委員の皆様からご報告をお願いいたします。

**○後藤委員** 新型コロナウイルス感染症の影響により、市内の小・中学校は3カ月間の休業、そして6月からの学校再開での分散登校、通常登校と段階を経て、7月31日まで無事に取り組んできたんだなと思っております。

この間、日々対応してきた校長を初め、教職員、子どもたち、保護者の皆さんには、ようやく区切りとしての夏休みとなり、ちょっと一息できているのではないかなというふうにも思います。しかしながら、いまだに特別警戒の真ただ中でもあり、宿泊行事等もやむを得ず中止になるなど、先のことが全くもって見通せず、予断ができない状況が続いています。

このような中なんですけれども、7月の終わりのころに、学校での子どもたちの学習や遊びの様子をかいま見る機会がありました。子どもたちは一生懸命に学習に取り組んで学校に来ていて、友達とのかかわりを持って楽しそうに遊んでいました。本当に子どもらしく行動する姿を見ることができ、安心したんですけれども、きっと一人一人は、このコロナ禍での不安を抱えて生活をしたり、学校に来たりしていると思われま。そこで友達と会い、学校の中で先生たちとも過ごししながら、互いに支え合って学校生活を送っていることが1つの安心感になって、前向きに進んでいくという夢や希望を得ているのではないかなというふうに見えました。かかわって支え合って生活をしていくという学校の役割の大きさを改めて感じた次第です。夏休みが短いですが、この夏を元気に過ごしていただいて、

8月24日から学校が再開して、再び生活ができてほしいなと願っています。

教職員の皆さんも、この時期これまでにない対応を、繰り返し繰り返し日々重ねてきているわけですから、少しリフレッシュをしていただき、今後も忍耐強くまた教育に当たらなくてはならない、そんな状況が続いていますから、この困難を子どもたち、皆さんとともに乗り越えていってほしいな、力強い学校づくりということで頑張ってもらいたいなと期待しております。事務局の皆様も大変な中で、この解決に向けて日々努力されていることが一個一個確実に進んでいるので、大変ですが、今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○井上委員 私からは保護者の視点で気になったことをご報告いたします。

1点目はマスクについてです。終業式の日、用事があり、登校時間の少し後に小学校を訪ねたところ、自宅から徒歩5分の道のりにもかかわらず、3つも子ども用マスクが落ちていました。不織布の使い捨てマスクもあれば布製のマスクもありました。今やほぼ全員が身につけているものとなりましたが、落とすことに気がつかなかったり、記名がなく、自分のものかわからなかったり、一度地面に落ちてしまい、それを再びつけるわけにいかず、そのままになっていたりするのではないかなと思います。

校内でも同じくマスクの落とし物がふえているのではないかなと思うのですが、通学路は特に地域住民の方も往来されるので、どなたかが拾って届けてくださったり、清掃してくださったりしているということになります。学校は夏休みに入りましたが、新学期も引き続きマスクは手放せない生活になると思いますので、いま一度管理についても徹底していただければいいのではないかなと思います。

2点目は欠席についてです。先日、体調を崩して学校を欠席したお子さんの出来事です。翌日登校すると、コロナだったのではないかと、自分は濃厚接触者に当たるのではないかと、いろいろな人に言われ、もう二度と休みたくないという心境になったと言うのです。

コロナウイルスであろうがなかろうが、体調不良のときに無理をして登校しなければならなくなるという状況では本末転倒だと思います。どうしても時節柄、冗談のつもりで安易にコロナという言葉が口にしてしまいがちですが、これは子どものみならず、大人も気をつけなければならないことであると身につまされました。

最後に、この夏休みは自粛で遠出はしないご家庭がほとんどかと思っています。帰省や旅行など楽しみにしていた予定がなくなり、意気消沈しがちですが、元気な子どもたちの笑顔

を見られることの大切さをかみしめ、2学期を迎えるための準備期間として、体調管理と心の安定に気を配って過ごしたいなと思います。

以上です。

**○八並委員** 私は7月31日に都立町田高校の学校運営協議会に出席しましたので、そちらの報告をさせていただきます。

町田高校では1人1台ということでタブレットを持たせておりますが、今年の1年生で3学年全てに渡ることになるはずだったのが、コロナによる休校により、最終的には5月の連休明けに先生方が初期設定をしたものを郵送するという形で全員が持つという状況になったそうです。

その後は、それまでの2年生、3年生については、休校中もそれぞれのタブレットを使ったリモートの授業をしたり、あるいは課題の提出、またクラスルームなどを使った対応がなされたと伺いました。

また、1年生につきましては、新しいということで、使い方からということもありましたが、それぞれ子どもたちが慣れ、連休明けからはさまざまな対応をしてきているということでした。また、学校が始まってからは、小・中学校と同じような対応をされていらっしやいました。

都立学校におきましては、今日まで1学期の授業があるのかと思いますが、学校現場の授業時数の確保ということが、今大変問題になっていると伺っております。今のところは各学校いろいろな形で努力をしていただき、市内の中学校などは、土曜日でも6時間授業をしているような学校もあり、先生方は授業時数をしっかり確保していただいている状況ではございます。

しかしながら、今後また感染の状況によってはどのような対応をしなければならないのか考えると、現場は非常に難しい状況にあるなということを実感いたしました。学校教育がしっかりと進められるように支援をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

**○森山委員** 先ほどから各委員のお話にもありましたとおりですが、新型コロナ対応につきましては、教育委員会並びに各学校の対応に関しましては非常にありがたく思っています。ただ、今後、夏季休業に当たっては、恐らく家庭と学校の連携が非常に必要になるかと思っています。そのあたりについてもぜひご配慮いただければありがたいと思います。

以上です。

○**教育長** ただいまのそれぞれの報告につきまして、何かご質問などありましたらお願いいたします。

そのほか事務局も含めて報告はよろしいでしょうか。

○**学校教育部長** 私から7月21日に開催されました臨時議会について報告させていただきます。

今回の議会では、新型コロナウイルス感染症対策の長期的な対応が求められる中、新たに創設された国の補助金を活用し、各学校で使用する感染症予防等の物品を購入するため、補正予算を計上いたしました。

主なものとしては、距離を保ち、複数人の検温を行うことができるハンディ型サーモグラフィを全ての小・中学校に1台ずつ、また、8月や9月の授業で、教室では冷房使用中も換気を行うため、先生方が首からぶら下げて使用できる熱中症指標計を各学級に1台ずつ配備してまいります。もちろん屋外や体育の授業でも使用いたします。そのほかには、手指消毒用アルコールや給食配膳用使い捨て手袋などの購入も予定しております。

この補正予算については全員一致で可決されました。いずれも可能な限り早く各学校に配布していきたいと考えています。

報告は以上です。

○**教育長** そのほか何かございますか。――よろしいですか。

以上で月間活動報告を終了いたします。

日程第2、議案審議事項に入ります。

議案第12号を審議いたします。本件については学校教育部長からご説明を申し上げます。

○**学校教育部長** 議案第12号「2020年度町田市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（2019年度分）報告書について」、ご説明いたします。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図った上で点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成するものでございます。

本日は時間の関係がございますので、概要を説明させていただきます。

初めに、1ページをご覧ください。2「町田市教育委員会の点検及び評価の実施」の（2）及び（3）に記載していますように、2019年度は町田市教育プランの初年度になります。年度の後半に新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、小・中学校の臨時休業や生

涯学習施設の休館など、影響を受けた事業が多数ございます。

次に、2ページをご覧ください。2ページから3ページにかけて教育プランの体系図を記載しております。点検・評価の対象となる事業は、町田市教育プランの重点事業でございます。

2ページ上の基本方針Ⅰの施策1「確かな学力を育成する」から3ページの基本方針Ⅲ、施策1「ともに育つ学校と地域の協働体制を確立する」までを学校教育部が所管し、本文では7ページから35ページに記載しております。基本方針Ⅲの施策2「家庭教育を支える環境を整備する」から基本方針Ⅳの施策4「学習を支える環境づくりを進める」までを生涯学習部が所管し、36ページから50ページに記載しております。全部で44事業の点検・評価を行いました。

3ページの下段(4)「点検及び評価の方法」の②に記載しておりますように、点検及び評価に当たり、6月24日に学識経験者・保護者の代表の方から意見をいただきました。また、7月3日に町田市教育委員会第1回協議会において、教育委員の皆様からもご意見をいただいております。本日の報告書はそのご意見を反映したものでございます。なお、助言者の方のお名前は4ページ上段に、ご助言の内容は51ページから53ページに記載してございます。

6ページをご覧ください。各事業の達成状況の評価は5段階で行いまして、その基準、考え方を記載しております。

それでは、主な事業についてご説明いたします。

初めに、7ページの「町田市学力向上推進プランの策定及び推進」です。2018年度に策定した第3次学力向上推進プランの「授業をデザインする8つの取組」について、各世代の教員たちに周知を図りました。5校の研究推進校ではそれぞれ研究発表を行い、研究の成果を全小・中学校に発信いたしました。実際に各学校で「8つの取組」を視点とした授業改善が進められているか、学校訪問等によるさらなる周知と状況把握が必要でございます。達成状況はCといたしました。

次に、8ページの「えいごのまちだ推進事業」は、小学校放課後英語教室を新たに13校で開始したり、教員の英語授業の指導を行うMEP S (Machida English Promotion Staff) の増員や、中学校のALTの配置時間の拡大を図るとともに、2019年度から新たに中学校1年生の全生徒を対象に、GTECという英語4技能検定を実施し、その結果を授業改善に生かす取り組みを開始いたしました。達成状況はBとしております。

次に、9ページの「ICTを活用した教育の推進」については、後ほど説明いたします。ICT環境の整備に伴い、ICT授業支援員がタブレットの活用状況の低い学校を中心に、訪問や電話による支援を行いました。また、モデル校では、1学年分のタブレットを配備し、授業での活用のみならず、自宅への持ち帰りの実証を行うとともに、授業での活用事例集をまとめました。達成状況はBとしております。

今後、モデル校での授業や校務での有効的な活用方法を市内の全ての小・中学校に広め、各学校で活用の促進を図ることが必要です。

12ページの「いじめ防止対策の推進」については、2019年4月に町田市いじめ防止基本方針を改定し、初任者から中堅教員まで幅広い層に対し研修等を行い、いじめ対応についての理解や各学校での課題の把握につなげました。また、10月から中学生が直接相談できる窓口として、いじめ通報サービス「スクールサイン」を導入しました。達成状況はCです。

16ページの「楽しく運動する機会の充実」では、運動を通して学校間の交流、体力や連帯意識の向上を図るため、市内全ての小学6年生が参加する小学校連合体育大会のプレ大会を開催いたしました。当日は14校の6年生、約1,200人が一堂に会し、最後まで全力で取り組みました。

また、「体力向上パワーアップDAY！」を開催し、児童・保護者が楽しく運動に取り組みきっかけをつくりました。

中学校においては、町田市中学校部活動の方針を作成し、それをもとに学校ごとに方針を作成し、保護者へ周知を図りました。達成状況はBです。

18ページの「教室におけるICT環境の整備」は、先ほど説明しました「ICTを活用した教育の推進」と関連しておりますが、当事業は児童・生徒用のタブレット端末を各学校40台ずつ、教員用のタブレット端末を1人1台配備するとともに、各教室にプロジェクター等の大型提示装置を配備するものです。タブレット端末の配備については、1年前倒しで全ての小・中学校へ配備が完了いたしました。達成状況はBとしています。

20ページの「学校図書館の機能強化」は、2019年度末までに全ての小・中学校で学校図書館図書標準100%を目指しておりましたが、100%を達成した学校は小学校が35校、中学校が11校でした。未達成校においても達成率は95.5%から99.9%で、達成に近づいておりますが、全校100%にはなりませんでした。このため達成状況はDといたしました。

22ページの「特別な支援を必要とする子どもに対する支援の充実」では、全小・中学校

に特別支援教育支援員を配置し、特別な支援が必要な児童・生徒の支援体制を構築しました。また、2020年度から2023年度までの第2期町田市特別支援教育プログラム及び教員向けの特別支援教育ハンドブックを策定いたしました。達成状況はBとしています。

特別支援教育については、23ページで、中学校においてサポートルームの運用を開始したこと、24ページでは、2020年、今年4月に、鶴川地域に小学校情緒固定学級を設置するための準備を行ったことを記載しております。

30ページの「小・中学校の適正規模・適正配置の推進」では、2019年8月に審議会を設置し、町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について審議していただき、2020年、今年1月に審議会から答申を受け、教育委員会としての考え方を決定いたしました。また、審議の参考とするため、保護者、教員、市民へのアンケート調査も行いました。達成状況はBとしています。

ここまでが学校教育部所管分で、この後は生涯学習部所管分となります。

37ページの「家庭教育支援の担い手育成・活動支援」でございます。本事業は、まなびのひろば事業や子育て講座など、学習機会を地域で展開できるように担い手を育成するものです。学習会や家庭教育担い手育成事業を実施し、本事業で学習した各グループによる子育てカフェの定期開催などの活動を支援いたしました。達成状況はBとしました。

40ページの「子ども読書活動の推進」では、10月に市民意見を募集し、第四次町田市子ども読書活動推進計画を2020年2月に策定いたしました。また、えいごのまちだ推進事業にあわせ、各図書館に外国語の絵本、児童書を約800冊購入し、外国語の絵本、児童書の蔵書数が目標の4,500冊を上回り、4,800冊となりました。さらに、中央・鶴川駅前・忠生の3館には「英語多読コーナー」も設置しました。達成状況はBとしています。

43ページの「町田の歴史情報の提供」では、市民の郷土への理解や愛着がさらに深まるように、町田の歴史をわかりやすく伝える町田デジタルミュージアムに収録する歴史資料の抽出・撮影を完了し、デジタル化した資料の一部をホームページに公開しました。また、歴史コンテンツの編集に着手しました。達成状況はBです。

47ページの「地域で活動するボランティアの養成・支援」では、おはなし会などの本に関する活動がより活発に行われるよう、地域や学校で活動するボランティアを養成するとともに、ボランティアが行うおはなし会の開催を支援するもので、2019年度は小学生の保護者向け、絵本の読み聞かせ講座「基礎編」、「応用編」、「実践編」を開催し、開催数、参加者数とも目標値を大きく上回りました。このことから達成状況はAとしています。

最後に、48ページの「支援が必要な人への学習機会の提供」では、町田国際交流センターと共催し、講座を開設するとともに、国籍や民族などが異なる人々が文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながらともに生きていく多文化共生に関する意識の啓発を図るため、パネルディスカッション等を行いました。また、社会的困難を抱えた人への学習事業を行うとともに、視覚障害がある人を対象に、学習に対するニーズ調査を行いました。達成状況はBといたしました。

長くなりましたが、説明は以上となります。

○教育長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

○八並委員 昨年度の点検・評価ありがとうございます。

まず、1ページに、「新型コロナウイルス感染症による影響について」という一文がございますが、今後の取り組みの中で非常に意識していかなければならないことだと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

あと、私からは、幾つか特別に評価したい取り組みについて挙げさせていただきたいと思います。

例えば22ページから24ページにありますような「特別な支援を必要とする子どもに対する支援」ということで、それぞれの取り組み、中でも特別支援教育ハンドブックの策定は大変よいものができたと自負しております。現場の先生方、または特別にかかわったことがないような一般市民の方にもぜひ読んでいただけたらと思いますので、手にする機会があるといいなと思っております。

また、38ページ、「学習情報の発信力の強化」、あるいは43ページ、「町田の歴史情報の提供」ということで、デジタル化したものとか、情報発信ということが述べられております。今は何でもスマホなりパソコンなりで検索して情報をとることが当たり前の時代になっております。自治体における情報発信ということは、いろいろな問題点や課題があると思いますが、少しでも広く市民の皆様方に情報を提供していただきたいということで、情報発信については力を入れていっていただきたい事業の1つではないかと思います。

また、44ページ、「『文学の扉』事業の推進」ということで、文学館の事業について述べられてございます。現在開催されております東京クロニクル、私も先日見てまいりましたが、大変おもしろいものになっております。昨年度の企画展でも大変興味深い展示が数多

くありました。これからも大変楽しみにしております。

また、50ページの「文化財の保存と活用環境の整備」ということで、八幡平遺跡に四阿（あずまや）の建設工事及び公園整備の工事が進められております。コロナの影響を受け、お披露目の会は延期になってしまいましたが、大変景観がよく整備されました。芹ヶ谷公園から入って、町田市の丘にたたずみ、その景観に親しむ。また、町田市の遺跡に親しみながら、市民の皆様が新しい憩いの場として使っていただきたいと願っています。

私からは以上です。

○教育長 そのほかに関心がありましたらお願いいたします。――よろしいですか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第12号は原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

正午になりますので、ここで一旦休憩をとりたいと思います。再開は午後1時といたします。

休憩します。

午後0時01分休憩

---

午後1時00分再開

○教育長 再開いたします。

休憩前に引き続き、議案審議事項を続けます。

議案第13号を審議いたします。本件については学校教育部長からご説明を申し上げます。

○学校教育部長 議案第13号「町田市教育委員会文書管理規程の一部を改正する規程について」、ご説明いたします。

本件は、教育長による電子決裁の実施に伴い、書面起案方式の対象となる事案等を改めるため、改正するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、改正の内容でございます。

第15条関係として、書面起案方式の対象となる事案に関する規定を改めます。

また、16条の2関係といたしまして、起案文書の審査に関する規定を改めます。

施行期日は、令和2年7月1日から適用いたします。

説明は以上となります。

○教育長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して、何かご質問などおありになりましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第13号は原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第3、報告事項に入ります。

本日の報告事項は6件ございますが、報告事項(5)と(6)については、先ほど既にご報告いたしましたので、残り4件について報告をさせていただきます。

まず、報告事項(1)について、学校教育部長から報告をさせていただきます。

○学校教育部長 「新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる町田市教育委員会の対応について」、ご報告いたします。

内容としましては、町田市立小・中学校における宿泊行事についてでございます。

先ほど教育長からも報告がありましたが、教育委員会では、新型コロナウイルス感染症拡大に広がりが見られる中、小・中学校の宿泊行事については、各校長会と協議を重ねながら、実施に向けて準備を進めてまいりました。

しかし、現時点において、全国及び東京都の感染状況が増加に転じており、収束までの見通しが立たない状況でございます。また、保護者からは実施を心配したり、反対する声が多数上がっております。

宿泊行事は大きな教育的意義を持つ行事であり、児童・生徒が大変楽しみにしている行事でもありますが、宿泊時の就寝や風呂での密接、中学校の修学旅行では公共交通機関の利用などのリスクがあることなどから、児童・生徒の安全を最優先に考え、対応を決定いたしました。

1 「小学校」で「中止とする宿泊行事」は、小学校第5学年の川上村移動教室と特別支援学級の宿泊行事です。

また、8月から10月に予定している小学校第6学年の林間学校は11月以降に延期といたします。11月以降の実施の可否については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏ま

え、10月上旬をめどに判断いたします。

2「中学校」で「中止とする宿泊行事」は、中学校第1・第2学年の移動教室と特別支援学級の宿泊行事、そして9月、10月に予定している中学校第3学年の修学旅行も中止といたします。中学3年生は受験を控え、日程の調整が難しいことや、1学年の人数が多いことなどから、3月に変更しようとしても予約はできないということを確認した上での今回の判断となっております。

なお、3月に予定している学校が6校あり、これらの学校の実施の可否は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、10月上旬をめどに判断いたします。

報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問などございますでしょうか。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

次に、報告事項（2）と（3）につきまして、関連する案件でございますので、担当者のほうからまとめて報告をさせていただきたいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、報告事項（2）と（3）について、担当者からご報告いたします。

○学務課担当課長 それでは、報告事項（2）「町田市就学奨励費支給要綱の一部改正について」と報告事項（3）「町田市就学援助費支給要綱の一部改正について」、一括してご説明いたします。

就学奨励費支給要綱及び就学援助費支給要綱とは、お子さんが小・中学校に就学する家庭の保護者に対して、学用品、通学用品費、入学準備金、給食費、就学援助費などを支給することにより、その経済的負担を軽減する制度でございます。

就学奨励費は、特別支援学級に在学または一定の障害等の要件に該当し、通常の学級に在学する児童・生徒が対象でございます。

就学援助費は、経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒が対象でございます。

まず、報告事項（2）「町田市就学奨励費支給要綱の一部改正について」の資料をご覧ください。

1 「改正理由」としましては、4点ございます。

(1) 今年度から公会計化された町田市立小学校と武蔵岡中学校の給食費の支給方法を加えるためです。

(2) 新たに支給対象費目に卒業アルバム代等を加えるためです。

(3) 国の補助金単価の引き上げに伴い、学用品及び通学用品費並びに入学準備金の支給額を増額するためです。

(4) 校外活動費の3回までの支給回数の制限を削るためです。

2 「改正内容」につきましては、(1) から (4) の記載のとおりでございます。

資料2 ページ目以降の下線部分が該当部分となります。

3 「施行期日」は、2020年4月1日から適用となります。

次に、報告事項(3)「町田市就学援助費支給要綱の一部改正について」の資料をご覧ください。

1 「改正理由」については、先ほどの報告事項(2)と同様となります。

2 「改正内容」につきまして、(1) から (4) の記載のとおりでございます。

資料2 ページ以降の下線部分が該当部分となります。

3 「施行期日」は、2020年4月1日から適用となります。

説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問などおありになりましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続いて、報告事項(4)について、担当者から報告をさせていただきます。

○**指導室長(兼)指導課長** 「2019年度『町田市立小・中学校における働き方改革プラン』の推進状況について」、ご報告をさせていただきます。

2018年2月に策定した町田市立小・中学校における働き方改革プランの2019年の推進状況についてご報告いたします。

本プランは多忙化している教員の業務の縮小と適正化を進め、教員のライフワークバランスを確立することで、教員が生き生きと子どもに向き合うことができる環境をつくる。そして、教員が授業準備、教材研究等に注力できる体制を整備し、それを教員の指導力向上に結びつけることで、町田市の教育の質の向上を図ることを目的といたしまして、4つの基本方針とそれを具体化する26の取り組みを、取組項目の工程表に基づき、働き方改革

を推進しております。

初めに、1「2019年度の主な取組項目」についてでございます。2019年度で既に目標を達成した項目、人的補助の拡充など、具体的な成果を得られた項目を挙げています。これらは後ほど3「2019年度推進状況の分析」でもご説明いたしますが、2020年3月に教員を対象に実施した「働き方改革の取組に関するアンケート」でも、働き方改革の推進に役立っていると多くの回答を得ております。

また、取組項目として直接挙げてはおりませんが、2019年度より出退勤システムを導入いたしました。出退勤システムは教員の在校等時間を把握するものです。把握した在校等時間は、今後の本プランの成果を図るほか、学校経営やタイムマネジメントの意識づけ等に活用してまいります。

次に、2「成果指標及び推進状況」についてです。本プランは2019年度から2023年度の5年間の計画期間とし、2018年度を現状値として、計画期間の最終年度である2023年度までに、2の「成果指標」の目標達成を目指すことで目的の実現を図っていきます。

2019年度の推進状況について、成果指標の①と④につきましては、2020年3月に教員を対象に実施いたしました「働き方改革の取組に関するアンケート」の回答結果によるものでございます。成果指標の①と④につきましては、出退勤システムにより把握した割合でございます。

成果指標③の2023年度目標値につきましては、後ほど4の「成果指標」でご説明いたします。

続きまして、3「2019年度推進状況の分析」でございます。まず①「仕事と生活の調和が取れていると思う教員の割合」について。目標値の60%に対し、2019年度は59.1%でした。2018年10月に実施した調査の回答と比較すると、大幅に増加していますが、目標値には達しておりません。業務量が多過ぎる、時間が全く足りていないという意見も多くあることから、今後も改善を図る必要があります。

次のページをご覧ください。②「時間外在校等時間数が月80時間以上の教員の割合」について。目標値の0%に対し、2019年度は4.9%でした。2018年度の7月と10月に実施した調査結果から算出した24.3%から大きく減少し、また、都全体の平均よりも下回っています。しかしながら、時間外在校等時間数が月100時間を超える教員もいることから、今後さらなる推進が必要です。

続きまして、③「時間外在校等時間数が年間360時間以上の教員の割合」についてです。

出退勤システムを導入したことで、初めて1年間を通じた時間外在校等時間数を把握することができるようになりました。2019年度の年間360時間以上の教員の割合は55%でした。また、720時間を超えた教員が8.9%、1,000時間を超えた教員が1.2%いるという結果になりました。今回の数値をもとに2023年度の目標値を設定し、目標に向けて取り組んでまいります。目標値の設定につきましては、次の4番のところでご説明をいたします。

推進状況の分析の最後になりますが、④「働き方改革プランに掲げる取り組みによって、負担が軽減したと思う教員の割合」についてです。目標値の60%に対し、2019年度は60%となり、目標値を達成することができております。本プランの取組項目に対し、2020年3月に教員を対象に実施いたしました「働き方改革の取組に関するアンケート」では、特にスクール・サポート・スタッフや部活動指導員などの人的拡充、音声案内やスクールロイヤーの導入について評価される結果が出ています。今後も継続的に意識調査を実施し、各取り組みについて長期的な効果検証を図ってまいります。

ご報告として、最後に「成果指標『③時間外在校等時間数が年間360時間以上の教員の割合』の目標値の設定」についてでございます。4「成果指標」をご覧ください。

2019年度の時間外在校等時間数が年間360時間以上の教員の割合は55%という結果でございます。出退勤システムを導入したことで初めて把握できた数値でございますが、本プランの目標値は今回の数値をもとに策定することとしています。

2023年度の目標値といたしましては、「町田市特定事業主行動計画（第4次）」において町田市役所として定めた時間外勤務が年間360時間を超える町田市職員の削減の割合を参考に、約2割削減を目標にし、時間外在校等時間数が年間360時間以上の教員の割合を40%といたしました。今後はこちらの目標値達成に向けて取り組んでまいります。

2019年度の推進状況についてご報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

休憩いたします。

午後1時16分休憩

---

午後1時17分再開

○教育長 再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

○教育長 以上で町田市教育委員会第5回定例会を閉会いたします。

午後1時21分閉会